

瀬谷まち歩きリーフレット（仮称）制作業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、瀬谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条第1項第4号の規定に基づき、「瀬谷まち歩きリーフレット（仮称）制作業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続等を定めるもので、「横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱」（以下、「実施要綱」という。）及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるもののほか、この要領に定める。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成し、提出するものとする。

- (1) 「瀬谷まち歩きリーフレット（仮称）イメージ案」課題作品
- (2) 課題作品作成に関する説明及び業務においてアピールしたい事項等
- (3) 業務実績及び実施にあたっての組織・体制

（評価）

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) デザイン性・独自性・企画力
 - (2) 実績・経験
 - (3) 実施体制
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者ヒアリングを行うものとする。応募多数の場合は1次審査として提案書評価基準を用いて書類選考を行い、5者を選定し、2次審査としてヒアリングを行うものとする。なお、2次審査では提案者からのヒアリング実施後、評価項目について再度評価を行う。また、応募数が5者以下の場合は提案者全員にヒアリングを行い選考するものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した1位の提案者を特定する。
- 4 特定・非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (2) 各委員による提案書の評価
- (3) ヒアリング
- (4) 各委員の評価の集計

(5) 提案者の順位の決定

(6) 瀬谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に対する評価の報告

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

(1) 委員長 総務課長

(2) 副委員長 区政推進課長

(3) 委員 こども家庭支援課長、生活衛生課長、地域振興課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

附 則

この要領は、令和7年7月23日から施行する。